

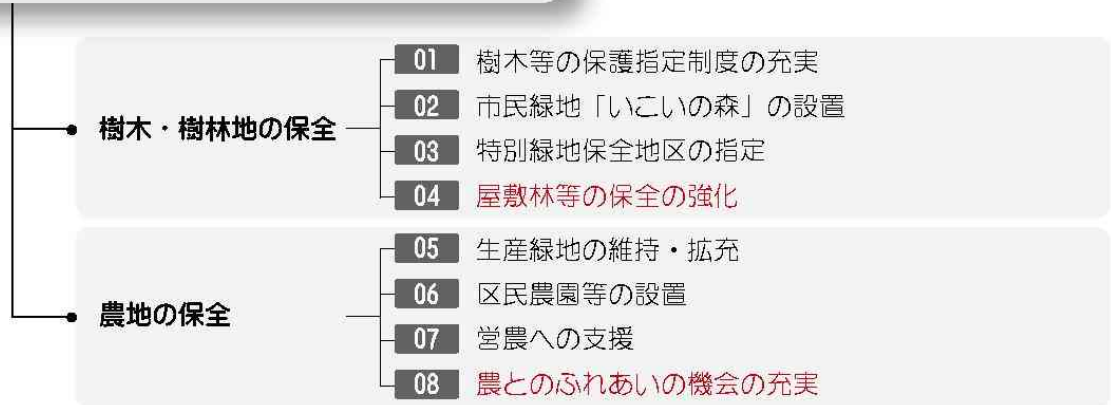
第3章 将来像を実現するための施策



1. 施策の体系

本計画において進める施策は、5つの基本方針に基づき、11の施策の柱と39の個別施策（以下「みどり^{サンキュー}39プラン」とする）により構成します。

基本方針1：身近なみどりを守ろう



基本方針2：新しいみどりを創ろう



基本方針3：みどりの質を高めよう



基本方針4：みどりでまちをつなげよう

みどりのベルトづくりの推進

- 25 みどりの拠点づくり
- 26 河川の緑化推進
- 27 道路の緑化推進
- 28 身近なみどりのネットワークづくり

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

みどりについての意識の向上

- 29 環境学習の充実
- 30 みどりの相談所の充実
- 31 みどりの情報の発信・イベントの開催
- 32 みどりの顕彰制度の創設

区民とのパートナーシップ

- 33 区民主体によるみどりづくり
- 34 緑化活動への支援
- 35 みどりの協定の締結促進
- 36 地区の指定
- 37 みどりの基金の積み立て・運用

みどりの調査・企画

- 38 みどりに関する調査の実施
- 39 杉並区緑化推進連絡会の運営

※旧計画から継承したプランは黒字、文言や位置付けの変更・統合したプランは青字、新規プランは赤字で示す。

※旧計画における以下の8つのプランは、本計画の39プランの中で整理・統合したものである。

本計画より削除した旧計画のプラン	本計画のプランでの対応
個性的な公園の整備	「13 身近な公園等の整備」に統合
接道部緑化の助成制度の充実	「18 民有地緑化の推進」「19 景観計画による誘導」の中で実施
学校のエコアップ	「22 エコスクールの推進」の中で実施
水のみちの整備	「28 身近なみどりのネットワークづくり」の中で実施
みどりと水のネットワークづくり	「28 身近なみどりのネットワークづくり」に文言変更
みどりの情報の発信	「31 みどりの情報の発信・イベントの開催」に統合
みどりのイベントの開催	「31 みどりの情報の発信・イベントの開催」に統合
みどりのボランティア活動の推進	「33 区民主体によるみどりづくり」の中で実施

2. 施策の内容



みどり39プランに関わる施策として、将来のみどりのまちづくりのために、なみすけ達が考えた施策が出てきます。長期のビジョンに立って、これらの施策を検討・研究していきます。

このマークが目印だよ！



基本方針1：身近なみどりを守ろう

私たちの身近にある屋敷林・社寺林・農地等のみどりは、これまで都市の環境を守ってきたみどりです。つまり、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和等に役立ってきたみどりと言えます。また、杉並らしい景観を伝え、生きものの生息場所としても貴重な場所となっています。私たちは屋敷林・社寺林・農地等のみどりをこれ以上減らさないよう保全していく必要があります。

隣接する区市との関係においては、都と区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」を踏まえ、身近なみどりを守っていきます。

1) 樹木・樹林地の保全

01 樹木等の保護指定制度の充実

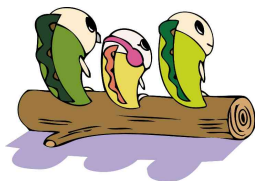
根拠法

区

杉並区みどりの条例

保護樹木・保護樹林・保護生けがきの指定

みどりの条例に基づき、保護樹木²³・保護樹林²⁴・保護生けがき²⁵等の保護指定を行い、維持管理経費の一部助成や管理代行等の所有者の意向にあった支援等を進めていきます。



区内の樹木や樹林は、みんなにとって大事なもの。区の条例で守っていかないといけないだね。



写真：保護生けがき

貴重木の保全

まちの美観の維持、アイストップとなる巨樹や景観木等を貴重木²⁶として指定し、所有者との保全協定の締結や、樹木医の派遣等により、積極的に貴重木の保全を図ります。

“なみすけ学びの森”があったらいいなあ～



学びの森の創設（仮称：なみすけ学びの森）

将来にわたり、杉並のみどりを守り創っていくためには、これからの社会を担う今の子供達が、みどりを愛でる心を育み、みどりに関する知識を学ぶ場が必要です。そこで、区内の小中学校に程近い所で、自然体験や環境教育等で活用できる森のような場として、学びの森の創設を検討します。

²³ 保護樹木 ……1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木等を対象に指定した樹木

²⁴ 保護樹林 ……樹木が集団となっていて土地の面積が500㎡以上あるもの、屋敷林や寺社林等は樹木が集団となっていて土地の面積が300㎡以上あり、高木が30本以上あるもの等を対象に指定した樹林

²⁵ 保護生けがき ……景観上優れ、良好な管理が行なわれており、道路に面する長さが10m以上あるものを対象に指定した生けがき

²⁶ 貴重木 ……保護指定の樹木のうち、美観の維持等に資する樹木で、規則で定める基準に該当するものを対象に指定した樹木

02 市民緑地「いこいの森」の設置

根拠法

国

都市緑地法

300㎡以上の良好な樹林地を保全するため、都市緑地法に基づき、所有者と借地契約を締結し、必要な施設整備を行い、「いこいの森」として区民に開放します。

また、区は市民緑地に適した樹林地の所有者に対して制度活用のPRを進めます。



写真：下井草いこいの森

“なみすけの原っぱ”があったらいいなあ～



いこいの原っぱの創設（仮称：なみすけの原っぱ）

都市緑地法に基づく市民緑地「いこいの森」は面積規定がありますが、300㎡未満のみどりも、区民がみどりの恩恵をより身近に感じられる貴重な場です。

今後は区が主体となり、面積規模の小さい樹木地や草地等もいこいの原っぱとして保全できるような仕組みを検討します。

03 特別緑地保全地区の指定

根拠法

国

都市緑地法
都市計画法

既指定の和田堀特別緑地保全地区²⁷の保全に努めるとともに、区内に点在する社寺林や屋敷林等のまとまったみどりを中心に、法に基づく特別緑地保全地区を新たに指定していきます。



写真：和田堀特別緑地保全地区

新規



04 屋敷林等の保全の強化

根拠法

区

杉並区みどりの条例

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりであり、区民の共有資産として、これらのみどりを後世に継承していく必要があります。そのため、区内の屋敷林等に対して個別に調査および評価を行い、保全優先度に応じたきめ細やかな保全方を講じていきます。

²⁷ 特別緑地保全地区……都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、10ha以上は都が、10ha未満は区が指定する。

表3-1：個々の屋敷林の調査にあたっての調査項目（案）

	項目	基準説明
1	歴史性	まちの成り立ちやいわれとの関係
2	原風景性	周辺住民の心の拠り所やシンボリック的存在
3	希少性	杉並で良好に生育していることが希少
4	植生	構成種が多様で多様な生きものが生育生息
5	地域性	区内で緑が少ないなど生育場所が重要
6	規模	貴重木または同規模樹木が複数含まれる
7	回復性	喪失した場合の回復可能性
8	生育年	樹齢や生育年数
9	健康度	樹木または樹林全体の健康状況
10	保存意向	所有者の保存意向
11	保全活動	コミュニティとしての保全活動の有無



写真：杉並らしい歴史風土を伝える屋敷林

保全施策の推進

屋敷林等の調査・評価を行った上で、特に保全優先度の高い樹林を法・条例の制度による保全施策へ誘導していきます。さらに、みどりを保全した開発計画に対する支援について検討します。

所有者連絡会の開催

屋敷林等の所有者同士が、今あるみどりを長く保全できるよう情報を共有しあえる場として、定期的に所有者連絡会を開催していきます。

屋敷林等の保全のPR

所有者、事業者および区民向けに、屋敷林等の保全に関わる手引きを作成・配布する等、屋敷林等の果たしている役割や保護していくうえで大切なことなどについて、分かりやすくPRしていきます。

“なみすけの森”
があったらいい
なあ～



特別樹林の創設（仮称：なみすけの森）

個々の屋敷林を調査および評価の上、保護樹林のうち、特に後世に残すべき貴重な樹林を特別樹林として指定していきます。

2) 農地の保全

05 生産緑地の維持・拡充

根拠法

国

都市計画法
生産緑地法

畑土（農地の表土）は、有機物を豊富に含んだ肥沃な土です。新たに作り出すには長い年月がかかります。農地は耕作の場だけでなく、良好な土壌生態系を保持するうえでも貴重な場であり、保全していく必要があります。

農地保全の有効な方策の一つである生産緑地²⁸制度を積極的に活用し、未指定農地の生産緑地の指定を進めます。また、買い取り申し出が行われた際、可能な限り公園・緑地等への転用を検討します。

農地は生きものにも大事な空間なんだね。！



²⁸ 生産緑地……生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間保全する地区である。

区が農地を借り上げて開設する「区民農園」や、農業者が利用者に作付けから収穫までの栽培指導等を行う「体験型農園」の支援を行っています。

今後も農地の保全と区民が土とふれあえる機会を提供するため、現在の農園事業を維持していくとともに、農業者の意向を汲み上げながら区民農園・体験型農園の設置を行います。

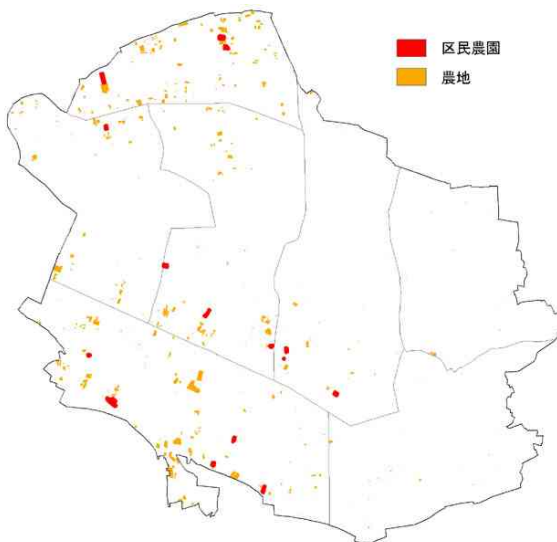


図 3-1：区民農園と農地の分布



写真：：体験型農園

区内の農地は、小規模農地で多品種少量栽培が行われ、区民に新鮮野菜を提供しています。

また、生産者の高齢化や後継者不足もあり、生産の拡大が困難な状況となっています。

農業として一定の収入を得て、農地を保全していくため、農産物直売の支援や農業ボランティアの派遣を行い、農家が営農を継続できる環境づくりを支援していきます。また、都内自治体と連携し、農地保全のための法律改正要望や都市農業 PR 事業に取り組んでいきます。

具体化事業	概要
農産物直売の支援	区民に新鮮な野菜等の供給ができるよう 直売所等を紹介した「農産物直販マップ」や、直売所をお知らせする旗を作成します。
農業ボランティアの派遣	農業に関心を持つ区民を、ボランティアとして農家に派遣します。
都内自治体との連携	「都市農地保全推進自治体協議会」や「都市農地懇談会」の活動を通じて都内の自治体と連携し、都市農業振興策の実施や、都市農地保全のための農地関係法、都市計画関係法、関係税法などの改正を国に要望していきます。また、23 区内の農業について、多くの方に理解していただき、応援団になっていただけるよう PR 事業に取り組んでいきます。
苗木等の育成委託の実施	緑化啓発の一環として区民へ苗木等を配布するため、農業生産者団体に苗木や草花の育成を委託します。



写真：農産物の直売所

新規



08 農とのふれあいの機会の充実

根拠法

食の安全が危ぶまれる現代において、本区農業は都市部にありながら、生産現場が身近にあり、農作物が安心安全に育つ光景をみることができます。区民に、この貴重な環境を周知し、区民と生産者との交流を深める機会として、学校給食への地元野菜の供給、ふれあい農業体験、農業祭等の事業を実施していきます。



写真：農地と屋敷林が一体となった農風景



写真：農業祭における農作物の即売会

“タネタの学びの農園”があったらいいなあ～



学びの農園の創設（仮称：タネタの学びの農園）

子供達が農作物の育つ過程を学ぶ場として、区内の小中学校に程近い所で、土にふれ、農体験を行い、食育を学ぶことができる学びの農園の創設を検討します。

“タネタのふれあい農業公園”があったらいいなあ～



農業公園の開設（仮称：タネタのふれあい農業公園）

現在、区民が農作業をできる場として区民農園や体験型農園がありますが、区民が誰でも自由に出入りでき、農作業を体験できる農業型の公園の開設を目指します。

基本方針 2：新しいみどりを創ろう

私たちが暮らしの中で新しいみどりを創っていくことは、ヒートアイランド現象にみられる都市熱環境を改善するばかりでなく、温暖化防止という地球環境の改善にもつながります。また、身の回りにみどりが増えることは、私たちに安らぎを与え、景観も向上し、災害にも強いまちをつくることとなります。さらには、生きものの移動経路が確保され、生物多様性の向上が図られます。

本区は、区全域が緑化重点地区となっており（p52）民有地の緑化、公園・緑地の整備等を積極的に行う地区でもあります。

3) 緑量の確保

09 緑化指導の充実	根拠法	区 都	杉並区みどりの条例 東京都風致地区条例
------------	-----	--------	------------------------

みどりの条例に基づき、すべての建築行為等に対して、緑化指導の充実を図ります。なお、緑化地域制度の導入にあたっては、緑化指導²⁹と整合を図りながら進めていきます。また、区内の善福寺・和田堀の両風致地区において、東京都風致地区条例に基づく適正な規制を行うとともに、みどりや水辺を含めて良好な住環境の保全に努めます。



写真：和田堀風致地区

10 開発許可制度 ³⁰ の運用	根拠法	国 都	都市計画法 東京における自然の保護と回復に関する条例・施行規則
-----------------------------	-----	--------	------------------------------------

区内に残された貴重なみどりが、都市計画法にいう開発行為等により、減少することを最小限にとどめるため、都をはじめ関係機関との連携に努めます。

また、都市開発諸制度等で生まれる公開空地等については、都が策定した「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、開発の構想段階でみどりのネットワーク等を、事業者には十分配慮してもらいます。



11 緑化地域制度の導入	根拠法	国	都市緑地法
--------------	-----	---	-------

緑化地域制度の導入の検討・実施（仮称：なみすけみどりのまちづくり制度）

開発許可や建築確認申請時に緑化を義務付ける「緑化地域制度」の導入を検討していきます。緑化地域制度は、これまでの条例による緑化指導とは異なり、都市緑地法による緑化の義務づけを行うものです。事前調査および関係機関との調整を十分に行い、導入に向けた検討を進めていきます。

調査・検討事項（案）

- ・対象敷地面積に対する緑化基準
- ・緑化指導との整合

（緑化地域制度の対象面積未滿の敷地の緑化、既存樹木の保全方策等）

“なみすけみどりのまちづくり制度”があったらいいなあ～



²⁹ 緑化指導……一定規模以上の開発行為等を行う事業者に対して、区が規則で定める基準に基づき緑化の協力を求める行政指導。杉並区では200㎡以上の敷地面積での建築行為は緑化計画書、200㎡未滿は緑化計画概要書の届出が必要である。

³⁰ 開発許可制度……一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度である。

4) 公園等の整備

12 地域公園の整備

根拠法	国	都市公園法
	区	杉並区立公園条例

区民が豊かなみどりを享受することができるように、7つの地域毎に1～2箇所、規模の大きな地域公園の整備を推進します。



写真：柏の宮公園

13 身近な公園等の整備

根拠法	国	都市公園法
	区	杉並区立公園条例

1ha未満の公園の整備状況を見ると、まだまだ不足しているエリアがあります(図3-2)。区民が身近にみどりとふれあい憩う場として、不足地域を視野に入れ、まちかど公園、ふれあい公園、のびのび公園等を整備します。また、四季折々の花の咲く公園、森のある公園、子供達が自由に遊べる原っぱなど、個性的な公園の整備を進めます。

身近な公園はまだまだ足りないね。



写真：児童交通公園



写真：大田黒公園

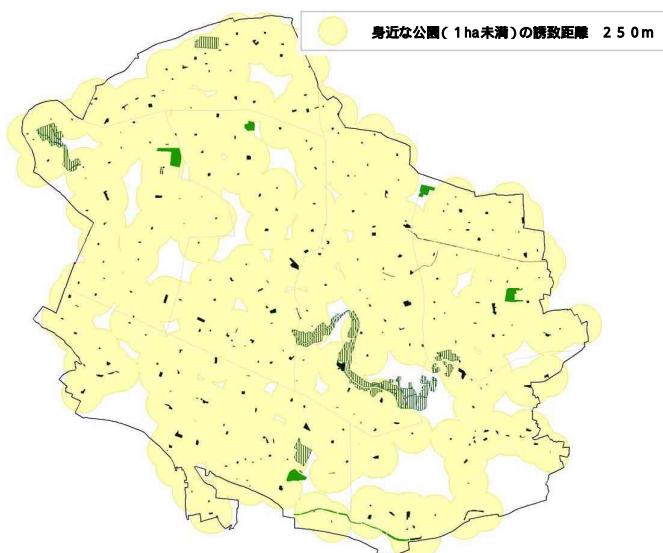


図3-2：誘致範囲に基づく身近な公園の充足状況

表3-2：区内の公園の種類

都市公園種別	杉並区みどりの基本計画	
	名称	内容
街区公園 (~1ha)	まちかど公園 300~1,000㎡	小規模の空間ながら周辺の公園と機能の分担した歩いていける最も身近な公園
	ふれあい公園 1,000~3,000㎡	近隣居住者の集い、遊戯、憩い等を目的とした歩いていける身近な公園
	のびのび公園 3,000㎡~1ha	集い、憩い、軽スポーツの場を目的とし、街区の居住者を対象とする身近な公園
近隣公園 (1ha~4ha)	地域公園 1ha~10ha	地域内の各年齢層の日常野外活動やレクリエーション活動の場とし、豊かなみどりを享受するとともに、防災や景観の向上に資する公園、7つの地域ごとに1~2箇所を目安に設置
地区公園 (4ha~10ha)		

14 公園等のリフレッシュ

根拠法

区

杉並区立公園条例

近年、公園のリフレッシュの視点として、安全・安心な施設の長寿命化、利用者の高齢化および価値観の多様化に伴う利用者ニーズへの対応等に重点が置かれています。リフレッシュした公園は、利用率が上がり、区民にも親しまれています。既設公園等の老朽化に合わせ、時代のニーズに対応した施設のリフレッシュ化を図り、公園の魅力を一層向上させるよう改善します。



井草公園（幅広い利用者層、バリアフリー化への対応、明るく安心安全な公園づくり）



八成公園（入口・園路のバリアフリー化、遊具の新安全基準への適合）

写真：リフレッシュされた公園

15 都立公園の整備の推進

根拠法

-

整備未着手となっている都市計画高井戸公園について、事業者となる東京都や大規模地権者などと公園整備早期着手に向けた協議を進めるとともに、区のみどりの大拠点となっている都立善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園について、未開設部分の早期整備を都に要請していきます。



基本方針3：みどりの質を高めよう

みどりをもつ機能を効果的に発揮できるようにするには、単にみどりの量を確保するだけでは十分とはいえません。区内に残る昔ながらの屋敷林・社寺林・農地等を今後も区民共有の財産として保全し、在来種の植物を活用したみどりの創出により杉並らしい景観を創ることができます。また地球環境、健康・安らぎ、防災、生きものとの共生といった視点でみどりを捉え、質を高めることが不可欠です。

5) まちなみ緑視景観の向上

16	区立施設の緑化の推進	根拠法	区 杉並区みどりの条例
-----------	-------------------	-----	-------------

区立施設、特に大規模な区立施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点、民有地緑化の見本となるよう緑化を進めます。

また、今後は接道部緑化に重点を置き、まちのみどりとして質の高い緑化を進めていきます。



写真：区役所本庁舎の緑のカーテン



17	公共公益施設の緑化の推進	根拠法	区 杉並区みどりの条例
-----------	---------------------	-----	-------------

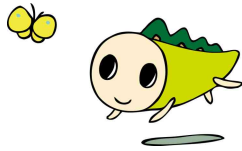
区内にある国や都などの施設、また、鉄道事業者やバス事業者の保有・管理している駅前広場、鉄道敷、車庫などへの緑化を要請していきます。特に、都立学校の積極的な緑化を要請します。

18	民有地緑化の推進	根拠法	国 都市緑地法 区 杉並区みどりの条例
-----------	-----------------	-----	------------------------

道路や河川とのみどりの広がり配慮しながら、接道部緑化、屋上・壁面緑化等の事業を展開し、民有地の緑化を推進していきます。

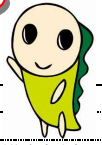
具体化事業	概要
接道部緑化の推進	生けがき、植え込み、フェンス緑化等を誘導するため、接道部緑化の助成制度を充実します。また、「まちづくり百年の計」として、連続した生けがきをつくることで、みどりがつながり、広がるまちなみの実現のために「生けがき道づくり」事業を進めます。
屋上・壁面・ベランダ緑化の推進	事業所・マンション等の植栽空間の少ない敷地では、ヒートアイランド現象の緩和や魅力的なまちなみ・景観づくりのため、屋上・壁面・ベランダの緑化を誘導します。そのため、緑化手法等の技術的な情報提供や緑化に関する支援制度を進めます。
私立学校・企業グラウンド等の緑化の要請	区内の私立学校や企業の保有するグラウンドは、地域の良好な環境形成の核ともなる施設といえます。そのため、これらの施設の一層の緑化を要請します。
緑化施設整備計画の認定	事業者が、建築物の屋上・空地等敷地内を20%以上緑化する計画を立て、税制面で

優遇措置を受けることができる認定制度の促進を図ります。



写真：屋上緑化

新規



19 景観計画による誘導	根拠法	国 景観法
		都 東京都景観条例
		区 杉並区景観条例、まちづくり景観審議会条例

平成 16 年に、景観に関する総合的な法律「景観法」が制定され、自治体が地域特性に応じた独自の景観施策を展開できるようになりました。これを受け、本区は平成 21 年 4 月 1 日に景観行政団体³¹ となり、今後は区が策定する景観計画のなかで、区独自の景観施策を展開し、きめ細かな景観づくりを推進していきます。

杉並区が景観行政団体になって
 ・景観計画による区独自の景観づくり
 ・景観法に基づく行為の規制
 ができるようになったんだね。



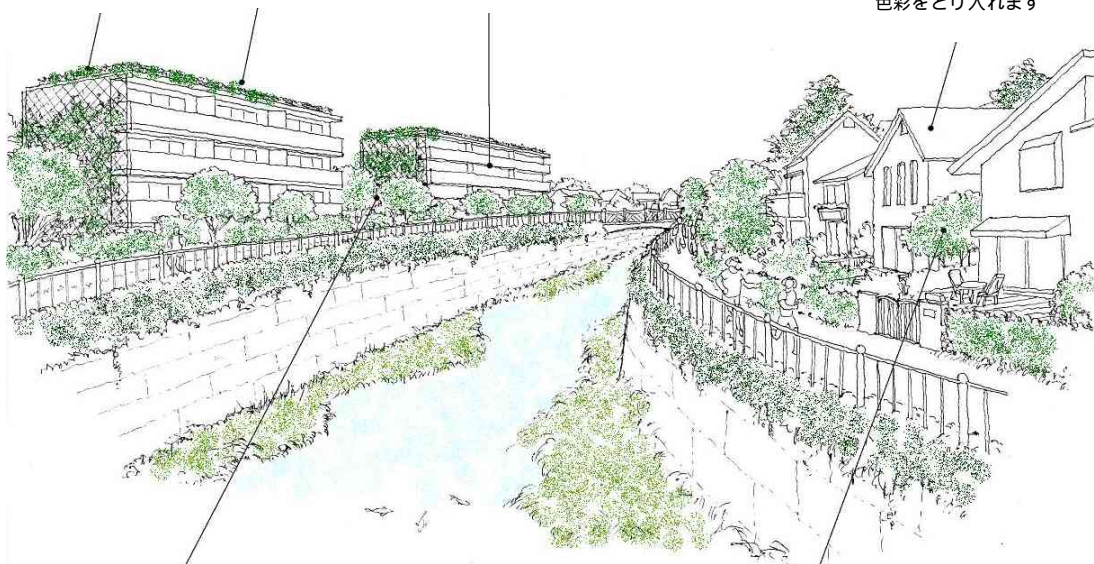
潤いを感じられる河川沿い

屋上や壁面の緑化を工夫します

周辺の建物と統一感のあるスカイラインを形成します

外壁は長大な壁面を避けます

水やみどりと調和した色彩をとり入れます

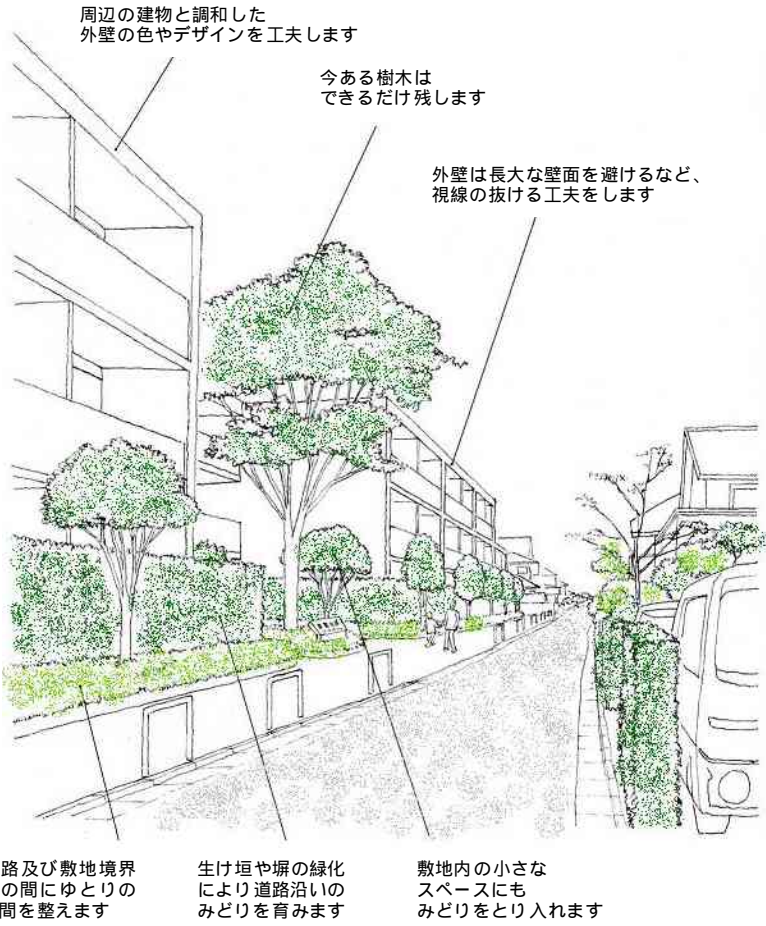


川沿いにオープンスペースを確保します

敷地内を緑化します

³¹ 景観行政団体・・・景観法により定義される景観行政を司る行政機構。

みどり豊かな住宅地



賑わいのある商店街



図 3-3 : 市街地特性格の景観づくりのイメージ

6) 環境に資するみどりづくりの推進

20	生きものの生息場所の保全と創出	関連法	国	生物多様性基本法
		関連計画	区	善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業基本方針

カタクリをはじめとした、区内で貴重な植物の生育場所を見つけ保全するとともに、水辺や雑木林等を活用して、様々な生きものが生息できる場の創出を図ります。また、まちの中に、生きものの生息の場となる水とみどりが一体となったピオトープも設置していきます。

さらに、善福寺川では良好な河川環境の指標となる水鳥に着目し、潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図っていきます。



写真：善福寺公園（上池）に飛来したコハクチョウ



写真：まちなかのピオトープ



写真：貴重な植物（カタクリ）

21	雨水の地下浸透化の促進	関連計画	都	東京都における総合的な治水対策について
----	-------------	------	---	---------------------

建物の新築・増改築の際は、可能な限り緑地化を進めるとともに、透水性舗装の拡大、雨水の地下浸透施設の整備等により地下水を涵養^{かんよう}し、水循環の回復を促進します。

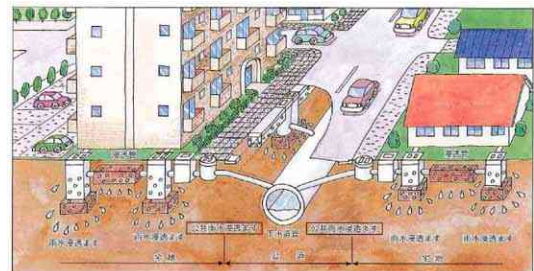


図 3-4：雨水の地下浸透のイメージ（東京都下水道局のパンフレットより）

22	エコスクールの推進	関連計画	区	エコスクール化検討懇談会検討報告書
----	-----------	------	---	-------------------

区立学校の緑化・エコスクール改修等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、および学校を核として、家庭・地域を含めた環境教育の推進を図ります。



写真：エコスクール化された荻窪小学校

7) みどりのリサイクルの推進

23 寄付樹木制度の充実

根拠法

区

杉並区みどりの条例

区民所有の樹木が、家の建替えなどで、手放さざるを得なくなった場合など、一定の基準に該当する樹木を区が登録し引き取り、公共施設等で活用します。また、区民同士が譲渡しあう等、制度内容の充実を図ります。



24 剪定枝・落ち葉等のリサイクルの推進

関連計画

区

杉並区みどりのリサイクル計画

「杉並区みどりのリサイクル計画」をもとに、日常のみどりの維持管理から発生する剪定枝はチップに、落ち葉は腐葉土にする等、可能な限り資源として利用します。

特に、公園等の落ち葉は、そのまま土に還元するほか、必要とする農家や区民へ配布し活用していきます。また、やむを得ず、焼却する場合には、発生する熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルを検討します。



写真：落ち葉だめ

剪定枝はチップ
落ち葉は腐葉土にして
資源として活用しよう



基本方針4：みどりでまちをつなげよう

個々のみどりは、その効用に限りがあります。身近なみどりが連続してつながると、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系のバランスの維持、災害に強いまちづくりなど、みどりが担う機能が最大限に発揮されます。みどりをつなげることは、私たちの暮らしを豊かにすることにもつながります。

8) みどりのベルトづくりの推進

「みどりのベルトづくり」とは、拠点となる大規模な公園等のみどりを、河川や幹線道路等のみどりでつなぎ、さらに、暮らしの中にある屋敷林や農地や学校のみどりを、接道部のみどり等でつないでいき、暮らしの隅々にまでベルトのようにみどりを張り巡らせていく考え方です。具体化事業は、平成17年の「杉並区みどりのベルトづくり計画」に基づいて進めていき、杉並区まちづくり基本方針のみどりと水のネットワークづくりをさらに強化していきます。

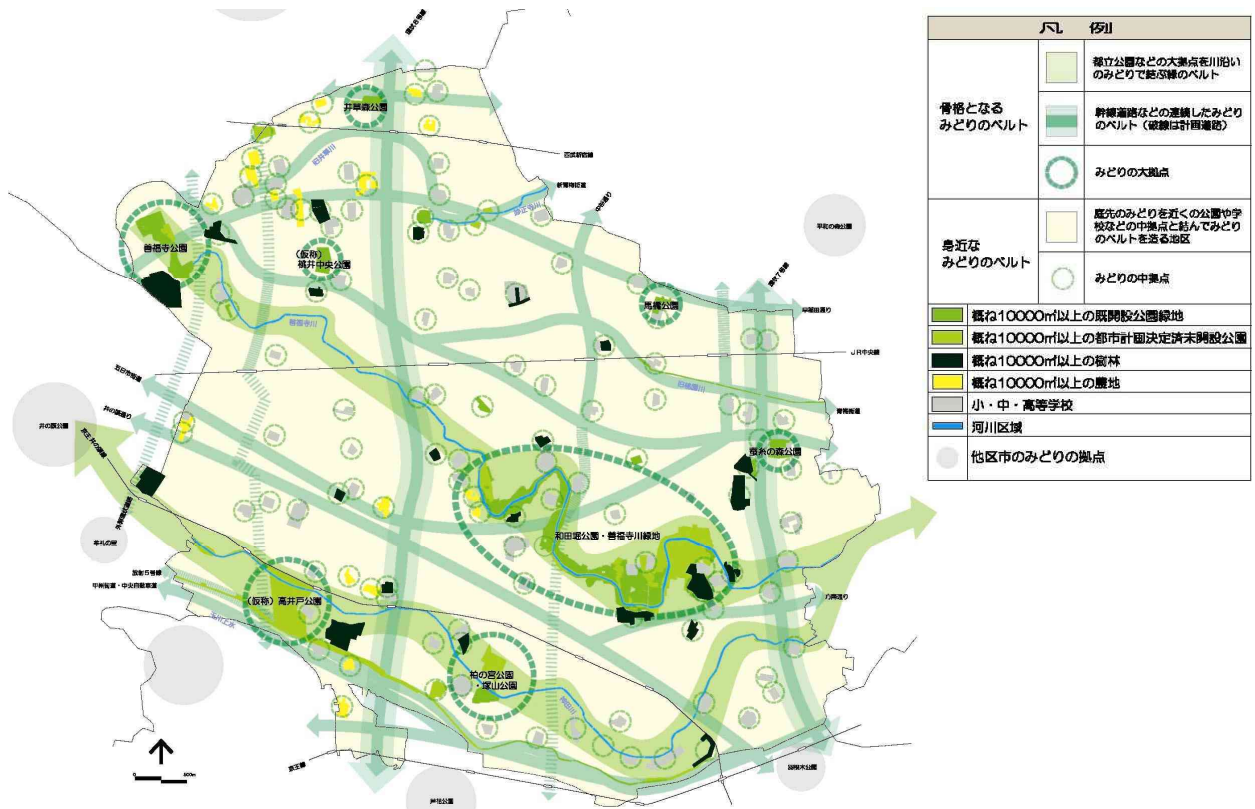


図3-5：みどりのベルトづくり方針図
(出典：みどりのベルトづくり計画/杉並区/平成17年)

また、東京都緑のマスタープランにおいて、広域的な水と緑のネットワークを形成するため、東京における大きな地形の変化点を結んだ「地の系」と河川や水路の「水の系」が示されています。本区では、「地の系」として武蔵野の系、「水の系」として玉川上水・神田川の系が示されています。

みどりのベルトづくりの推進は、東京都の緑のマスタープランとも関係してるんだ。周辺の区市のみどりとつながっていくんだね！





図 3-6：広域的な水と緑のネットワーク「地の系」「水の系」
(出典：東京都緑のマスタープラン改定基本方針)

25 みどりの拠点づくり

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

都立和田堀公園・都立善福寺川緑地周辺、善福寺公園周辺、都市計画高井戸公園周辺、柏の宮公園・塚山公園周辺等は区を代表する大規模なみどりの拠点であり、これらの拠点整備を促進します。



写真：都立善福寺川緑地

26 河川の緑化推進

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

東京都の河川改修事業や、河川緑化推進事業（緑の東京 10 年プロジェクト）と連携して、河川緑化・護岸緑化などを推進します。また、本区の景観計画においても、善福寺川、神田川、妙正寺川の三河川を景観重要河川と位置づけ、景観に配慮した水辺空間を創出します。

今後は、景観計画と連携し、護岸等の緑化推進を図り、河川を水とみどりの連続したみどりのベルトとするため、多様な緑化を推進するとともに、希少な湧水の保全を図ります。



写真：善福寺川沿いの緑化

27 道路の緑化推進

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

幹線道路や今後整備される都市計画道路では、国や東京都とともに道路緑化を積極的に推進し、ボリュームある線的なみどりのネットワーク化を図ります。

また、駅前広場を、みどりの拠点に準じた位置づけとして緑量の確保を図るとともに、道路の緑化余地を可能な限り緑化し、スポット的なみどりを確保していきます。

“なみすけの風の道づくり”があったらいいなあ～



みどりの風の道づくり（仮称：なみすけの風の道づくり）

河川や道路は風の通り道となっています。これらを緑化することで涼しい風を生み出し、区内に注ぎ込むことができると、ヒートアイランド現象を緩和することができます。また、生きものの移動経路を確保することにもつながります。区では、みどりの風の道づくりについて、検討・研究していきます。

28 身近なみどりのネットワークづくり

根拠法	区	杉並区みどりの条例
関連計画	区	杉並区みどりのベルトづくり計画

暮らしの隅々にまでみどりを張り巡らせるため、農地や屋敷林、学校や公園のみどりをできる限り守り増やし、接道部のみどり等の連続的な創出を図っていきます。

身近なみどりのネットワークづくりは、地区を定めて、地区のみんなで緑化事業を進め、このような地区を全区的に展開していくことが有効です。そこで、区民による地域立候補型で、モデル地区を指定し進めていきます。

“ナミーの自慢の庭”があったらいいなあ～



オープンガーデンの創設（仮称：ナミーの自慢の庭）

区民が大事に手入れしている庭や工夫している緑化、みどりのカーテンづくり等が、区全体に広がるようにみどりの新聞やパンフレット等で紹介していきます。

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

量・質ともに充実したみどりを次世代に引き継ぐためには、みんなでみどりを育てる必要があります。普段からみどりに関心を寄せ、触れ合いながらみどりのもつ様々な効用を学ぶことが大切です。また、地域・グループなど仲間づくりをしながら、みどりとのかかわりをもつことが次世代への継承にもつながります。

9) みどりについての意識の向上

29 環境学習の充実

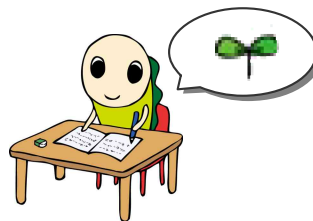
根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりの講座の開催

区民のみどりに関する意識の高揚を図るため、みどりの保全や緑化活動等に係わる様々なみどりの講座を開催します。



写真：みどりの講座の開催の様子

“なみきおじさんのみどりの教室”があったらいいなあ～



緑化出前講座の実施（仮称：なみきおじさんのみどりの教室）

区民のボランティア組織等が、区民のみどりの活動の場や、小中学校の環境学習の場へ出向き、年間を通して、出前講座を開催していくことを目指します。

緑化副読本の作成

子供達がみどりの現状やみどりの効用について学ぶツールとして緑化副読本を作成します。

学びの森・学びの農園の活用

子供達のみどりに対する意識を高揚させるため、植物や昆虫、土等に直に触れたり、みどりについて学習する場として、身近にある樹林や農園を学びの森（p22）・学びの農園（p26）として活用していきます。

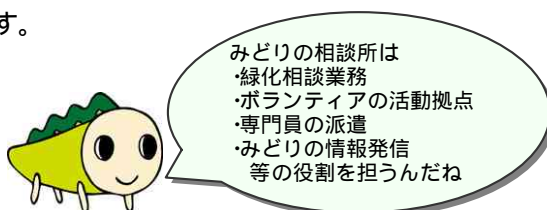
30 みどりの相談所の充実

根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりに関する様々な情報発信の場として、既設の塚山公園みどりの相談所を活用します。また、区民ボランティアの活動拠点、情報交換の場、専門員の派遣等、みどりの相談所の機能の拡充を目指します。



写真：みどりの相談所（塚山公園）

31 みどりの情報の発信・イベントの開催

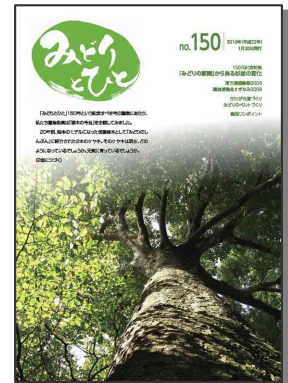
根拠法

区

杉並区みどりの条例

みどりに関する様々な情報の発信やイベントの開催を行います。また、管理事務所のある地域公園毎に、みどりに関する情報の発信やイベントの開催を行い、地域密着型のみどりの普及・啓発を目指します。

具体的事業	概要
みどりの新聞等の発行	みどりに関する情報や区民の緑化活動等を掲載したみどりの新聞の発行等、様々な印刷物を作成、配布します。
みどりのイベントの開催	みどりについて考え、行動し、区民同士が交流できるみどりのイベント、落ち葉感謝祭など、みどりをテーマにしたイベントを開催します。



写真：みどりの新聞
(みどりとひと No.150)



写真：みどりのイベント
(木の輪のペンダントづくり)



写真：落ち葉感謝祭

“スピトのみどり資産パンフレット”があったらいいなあ～



みどりの名所の紹介（仮称：スピトのみどり資産パンフレット）

区民の心のよりどころとなる公園、いきいの森、大木、屋敷林等のみどりの資源や、区民ボランティアによるみどりの活動等を紹介したガイドマップを作成し、配布します。

新規



32 みどりの顕彰制度の創設

根拠法

区

杉並区みどりの条例

区民や事業者によるみどりの保全や緑化の実践的努力に対して顕彰する制度を創設します。

“なみすけみどりの活動大賞”があったらいいなあ～



みどりの顕彰制度の創設（仮称：なみすけみどりの活動大賞）

後世に残すみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全・緑化活動に対して顕彰する制度を創設します。

10) 区民とのパートナーシップ

33 区民主体によるみどりづくり

根拠法 区 杉並区みどりの条例

現在、みどりのボランティア杉並、花咲かせ隊、公園育て組、認定みどりのボランティア団体等の団体が、みどりの活動を支援しています。今後は、屋敷林や農地等の所有者の負担を軽減するため、落ち葉かきや農作業等を支援できる仕組みづくりを進めます。



写真：花咲かせ隊による花壇の手入れ



写真：杉並区認定みどりのボランティア団体による活動

34 緑化活動への支援

根拠法 区 杉並区みどりの条例

区民のみどりのボランティア活動に対して区は資材提供等の支援をしていきます。また、美しい花があふれるまちなみや商店街の形成のため、町会や商店会の自主的なみどりの活動に対して、花苗の支援や情報等の提供を行います。

35 みどりの協定の締結促進

根拠法 国 都市緑地法
区 杉並区みどりの条例

より効果的にまた持続性のある緑化を推進するため、様々なみどりの協定の締結を促進します。

内容	概要
緑地協定	都市緑地法第 45 条等に基づき、相当規模の一団の土地で所有者等全員の合意により、敷地の緑化や既存のみどりを保全するための協定を締結し、良好な住環境を保全・創出します。
みどりの協定	みどりの条例第 23 条に基づき、区民や事業者と区が、みどりの保全・創出などに関する協定を締結し、地域における緑化を促進します。

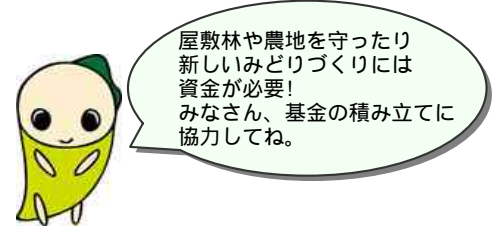
36 地区の指定

根拠法 区 杉並区みどりの条例

みどりの条例に規定する地区指定制度を活用して、区と区民・事業者との連携や協力により、みどりの保全や創出を図っていくモデル地区等を指定します。また、指定された区域内のみどりを保全・創出するとともに、その維持管理についても積極的に進めていきます。

区の出資金をはじめ、個人や団体・企業などからの寄付金により成り立つみどりの基金を効果的に積み立て、今後は、主な用途をみどりの保全とし運用します。

また、更なるPRの充実および効率的な積み立ての仕組みの導入などを総合的に取り組むことで、みどりの基金を活性化します。



これまでの“みどりの基金”を充実できたらいいなあ～



クリック募金による積み立て

近年、企業の社会貢献として環境や緑化への関心が高まっています。このような企業が基金に協力できる仕組み（クリック募金など）を検討していきます。

企業側は、みどりの保全や緑化活動に積極的に取り組んでいる事をPRできるから、メリットがあるんだね!



図 3-7：クリック募金のイメージ



みどりの基金を活用した区民・企業の協力体制の構築

屋敷林保全に向けた所有者への支援策として、買収・維持管理代行・費用補助等があります。これらの支援にあたり、区民や企業から協力を得られる体制を、みどりの基金を活用して検討していきます。

具体化事業	概要
ネーミングライツによる保全 ³²	区・所有者と企業・区民ボランティアがパートナーシップを結び、命名権の譲渡を行う代わりに、剪定や落ち葉かき等の費用負担を行ってもらう仕組みを創設する。
カーボンオフセットによる保全 ³³	企業の社会的貢献の一環として、企業等が排出する二酸化炭素を、二酸化炭素の吸収効果のある屋敷林等に資金を提供することにより、排出した二酸化炭素(=カーボン)を埋め合わせ(=オフセット)する仕組みを創設する。
屋敷林等の保全のための顕彰等	区民共有の資産である屋敷林を保有し維持されている所有者を、保全功労者として定期的に顕彰、また保全策のアイデア募集を行う。

³² ネーミングライツ……企業等が、主に施設に対して自社の名称を付けられる権利（命名権）のことである。

³³ カーボンオフセット……「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方である。

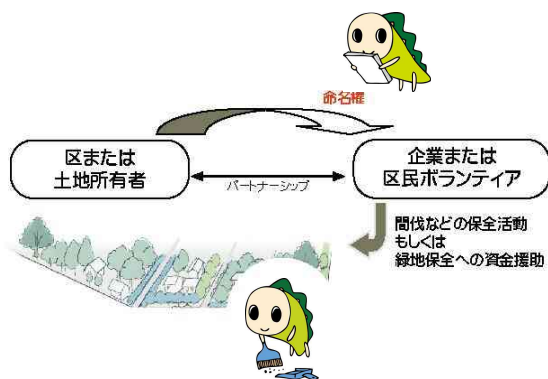


図 3-8 : ネーミングライツのイメージ

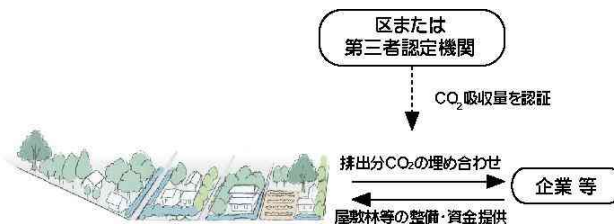


図 3-9 : カーボンオフセットのイメージ

1 1) みどりの調査・企画

38 みどりに関する調査の実施

根拠法

区

杉並区みどりの条例
杉並区環境基本条例

概ね5年ごとに区内の緑被の状況等、みどりの実態を把握する調査を実施するとともに、自然環境の現状を把握するため、定期的に生きものの生息状況調査を実施します。

また、河川の水質についても総合的に把握するため、定期的に河川生物調査を実施します。



39 杉並区緑化推進連絡会の運営

根拠法

区

杉並区緑化推進連絡会要綱

区におけるみどりの保全・緑化対策に関して、関係部・課との連絡・調整を密にし、みどりの基本計画の進行管理等、統一性のある総合的な緑化を推進するため、庁内関係者により構成する「杉並区緑化推進連絡会」を運営します。

3. 施策の展開イメージ

